

交通事故で保護者が死亡または負傷を負ったご家庭のお子さまへ 返済不要の奨学金等を給付します！！

私たち沖縄県交通遺児育成会は、不慮の交通事故により父か母、あるいはこれに代わる保護者が亡くなられた、または交通事故が原因で後遺障害を負った保護者をもつご家庭のお子さまの学業継続と健やかな成長を応援するため、返済不要の奨学・育成金給付支援事業を実施しています。

本年度も向学心あふれるお子さまを応援するため「交通遺児等奨学育成金給付支援制度」の申請募集を開始いたします。

以下の【申請対象者について】をご確認いただき、制度を利用される保護者様は当育成会へ直接お問い合わせください。

【申請対象者について】

- ① 交通事故が原因で保護者が死亡または後遺障害を負ったご家庭であること
- ② 後遺障害については、身障者手帳等級の1級から4級であること
- ③ 保護者の年間所得が400万円未満であること
- ④ 保護者が再婚されていないこと
- ⑤ 生活保護法の教育扶助を受けていないこと
- ⑥ 留年や休学をしていないこと

※交通事故の被害者・加害者双方のお子さまを支援します。

※その他の諸条件もございますため、詳細は事務局にお問い合わせください。

◆ 給付金の種別

奨学・育成金

対象者	給付額(年額)
小学生	48,000円
中学生	54,000円
高校生	96,000円
専修学校生	120,000円
大学生	240,000円

激励金・見舞金

対象者	給付額(単発)
小学校入学生	15,000円
中学校入学生	20,000円
中学校卒業生	20,000円
交通事故から1年以内の認定者(小・中・高)へ見舞金	30,000円

◆ 募集期間

令和5年4月3日(月)～8月17日(木)

【事務局】

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会

TEL:(098)987-0743 / FAX:(098)987-0744

E-mail:okinawaken.koutuijie@swan.ocn.ne.jp

